

件 名	道路占用許可申請手続の電子化の取り組みについて ー全国展開に向けたパイロットシステムの試行運用ー 建設省では、申請者の負担軽減の一環として、インターネットを利用して電子的に道路占用に関する申請・許可及び工事管理を処理できるシステムを開発しており、10月より3ヶ月間、近畿地方建設局奈良国道工事事務所管内において試行運用を行い、来年度以降全国で展開が可能となるよう検証を行います。
-----	--

取 り 扱 い	_____
---------	-------

同 時 配 布	近 畿 建 設 記 者 ク ラ ブ 大 手 前 記 者 ク ラ ブ 建 設 省 記 者 ク ラ ブ
---------	--

問 い 合 わ せ 先	建設省 近畿地方建設局 道路部 路政課長 古橋 季良 TEL 06-6942-1141(内線4151) TEL 06-6942-0478
-------------	--

道路占用許可申請手続の電子化の取り組みについて ーパイロットシステムの運用の開始ー

建設省では、申請者の負担軽減の一環として、インターネットを利用して電子的に道路占用に関する申請・許可及び工事管理を処理できるシステムを開発しており、10月より3ヶ月間、近畿地方建設局奈良国道工事事務所管内において試行運用を行い、来年度以降全国で展開が可能となるよう検証を行います。

1. 目的

道路に電線、ガス管、電柱などを設置する場合、道路占用許可を得る必要がありますが、従来、占用しようとする事業者は、道路占用許可申請書の提出、許可書の受領、工事の着手・完了の届出まで最低4回は道路管理者の窓口へ直接足を運ぶ必要がありました。さらに、書類に不備があった場合、その補正のため窓口を往復する必要がありました。

そこで、申請者の負担軽減を図るため、近年の情報通信技術の飛躍的な発展を踏まえ、これまで紙で行ってきた手続をインターネットを利用してコンピュータの画面で処理できるシステムの実現が求められています。

2. 経緯

建設省では、平成10年10月に学識経験者、占用事業者、道路管理者など関係機関の代表から構成される「道路占用許可申請手続の電子化研究会」を設置し、平成11年3月に中間報告(<http://www.moc.go.jp/road/road/senyou/index.html>)がとりまとめられました。

これを受け、近畿地方建設局では、平成11年4月、関係占用事業者等とパイロット運用分科会を設け、申請手続の簡素化、システム構成等について検討を行い、実施に向けた問題点の解決を図ってきました。

3. パイロットシステムの運用の開始

この度、近畿地方建設局は、パイロット運用分科会での検討結果を踏まえ、奈良国道工事事務所管内において、10月より3ヶ月間、道路占用許可申請の電子化(インターネットを利用して電子的に道路占用に関する申請・許可及び工事管理を処理できるシステム)を試行運用し、システムの実用性、利便性、安全性につき、全国で展開可能となるよう検証を行います。

4. 運用分科会メンバー

近畿地方建設局及び同奈良国道工事事務所
奈良県
奈良県警察本部
奈良市
西日本電信電話(株)
関西電力(株)
大阪ガス(株)

5. 対象

奈良国道工事事務所が管理する国道に係る西日本電信電話(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)の道路占用許可申請

